

# 神戸市の固定資産税等の優遇事例について

神戸市では、経済の新生に資することを目的に、「神戸エンタープライズゾーン及び神戸国際経済ゾーンにおける支援措置に関する条例」を制定し、

## ①特定事業

(持続的な成長が見込まれる産業又は集客力の抜本的な強化に寄与する産業に属する事業)

## ②中核事業

(特定事業のうち、基盤性若しくは先導性を有するもの又は大きな経済的効果を及ぼす事業)

## ③特例中核事業

(中核事業のうち、経済的効果の程度が特に著しいと認められる事業)

等の集積を促進している。

市税に関しては、上記の特定事業等に係る施設の**固定資産税**及び**都市計画税**の軽減や**事業所税(資産割)**の軽減を行っている。

## 企業誘致パンフレットより

税優遇		対象地区	(市)神戸エンタープライズゾーン (県)工場立地促進地区	(市)神戸エンタープライズゾーン 神戸国際経済ゾーン (県)工場立地促進地区 国際経済地区	(市) 神戸国際経済ゾーン (県) 国際経済地区	(県) 国際経済地区
優遇項目			神戸テクノ・ロジスティックパーク <b>1</b> (神戸複合産業団地) 神戸サイエンスパーク	ポートアイランド第2期 ポートアイランド北西部 神戸空港島 <b>2</b>	HAT神戸の <b>3</b> 商業地域 ※外国・外資系企業対象	三宮~神戸・ポート アイランド第1期・六甲 アイランドの商業地域 <b>4</b>
市	固定資産税・ 都市計画税		<b>5年間2/3軽減</b> 土地・建物・償却資産 (戦略産業の場合、 <b>5年間9/10軽減</b> ※1) <b>要件</b> 特定事業 <b>事業実施義務期間</b> 10年間		<b>5年間2/3軽減</b> 建物・償却資産 (戦略産業の場合、 <b>5年間9/10軽減</b> ※1) <b>要件</b> 国際経済事業 <b>事業実施義務期間</b> 10年間	—
	事業所税 (資産割)		<b>5年間2/3軽減</b> 土地・建物・償却資産 (戦略産業の場合、 <b>5年間9/10軽減</b> ※1) <b>要件</b> 中核事業(特定事業のうち、次の①~③のいずれかを 満たす延床面積1,000㎡以上の施設整備を行うもの) ①土地取得1ha以上②投資額(土地除く)10億円以上 ③医療分野の研究開発 <b>事業実施義務期間</b> 10年間	—	—	
			<b>10年間2/3軽減</b> 土地・建物・償却資産 (戦略産業の場合、 <b>10年間9/10軽減</b> ※1) <b>要件</b> 特例中核事業(中核事業のうち、次の①、②のいずれかを 満たすもの) ①土地取得5ha以上 ②投資額50億円以上 <b>事業実施義務期間</b> 20年間	—	—	
県	不動産取得税		1/2軽減 <b>限度額</b> 2億円(土地・建物) ※土地の範囲は立地促進事業用家屋の垂直投影面積部分に限る	—	—	
	法人事業税		5年間1/3軽減 <b>要件</b> 投資額(土地除く)2億円(中小企業1億円)以上 新規地元正規雇用11人以上(本社機能移転は、県内に 住所を有するものに限らない)		5年間1/3軽減 <b>要件</b> 占有床面積1,000㎡以上 ※外国・外資系企業対象	